

島原半島ユネスコ世界ジオパーク サポーター制度要綱 個人向け

(名称)

第1条 本制度の目的に賛同し、要件を満たした個人を島原半島ユネスコ世界ジオパークサポーター(以下「サポーター」と称する。

(目的)

第2条 島原半島ユネスコ世界ジオパーク(以下「当ジオパーク」)において、ジオパークを活用し、持続可能な地域社会の実現に向けて活動することを目的とする。

(主な活動内容)

第3条 持続可能な地域社会の実現に向けてサポーターは、次の活動を行う。

1. 当ジオパークの趣旨を理解し、楽しむ。また、口コミやSNS等で、当ジオパークの魅力や楽しみ方を広める。
2. 当ジオパークを活用し、地域に経済効果をもたらす。
3. 当ジオパークが主催するイベントに積極的に参加する。

(登録)

第4条 個人サポーターは、登録届を提出後、「島原半島ユネスコ世界GPサポーターカード」の発行をもって登録とする。

(会費)

第5条 年会費 500円

(期間)

第8条 登録の期間は1年間。4月1日から始まり、翌年度3月31日までとする。期間満了後は、その都度更新を行う。

第1期目 平成31年4月1日～平成32年3月31日

(特典)

第9条 個人サポーターには次の特典を与える。

1. 当ジオパークサポーター店での特典利用。
2. 当ジオパーク主催の関連イベントおよび研修の案内。
3. 当ジオパーク、3市、長崎県のホームページおよびFacebookなどでサポーター活動をPR。
4. 月刊ニュースレター「ジオだより」にて活動を紹介。

(変更・辞退)

第10条 登録情報の変更の場合は、登録変更届、登録辞退の場合は、登録辞退届を提出するものとする。

(その他)

第11条 ジオパークの趣旨に反する行為が認められた場合は、登録取消とする。

本要綱は 平成31年4月1日より施行する。

島原半島ユネスコ世界ジオパーク 「島原半島ユネスコ世界GPサポーターカード」 要綱

(名称)

第1条 本制度の目的に賛同し登録した個人に対し発行する登録証を「島原半島ユネスコ世界GPサポーターカード」(以下サポーターカード)と称する。

(目的)

第2条 個人サポーターへ交付し、島原半島ユネスコ世界ジオパーク(以下「当ジオパーク」)において、ジオパークを活用し地域に経済効果をもたらすこと。

(会費)

第3条 年会費 無料

(有効期間)

第4条 平成31年4月1日～平成32年3月31日

(利用)

第5条 次の1～5号の利用1回に対し、GPスタンプ1個を押印する。6号については、GPスタンプを2個押印する。また、GPスタンプ5個(うち「ジオ空教室」スタンプ2個必須)取得ごとに、第6条に定める特典が受けられる。なお、スタンプカードが満杯になった場合は、新たなカードを発行する。

スタンプ対象:

1. 当ジオパーク主催「ジオ空教室」への参加
2. 当ジオパーク主催のイベントへの参加
3. がまだすドーム「こどもジオパーク」利用
4. がまだすドーム有料ゾーン利用
5. がまだすドーム内カタコトmarché & caféで700円以上利用
(カフェおよびショップの合算金額700円も対象)
6. 島原半島ユネスコ世界ジオパーク検定合格(検定実施年のみ対象)

(特典)

第6条 当ジオパークサポーター スタンプ協力店にて特典を受けられる。

(その他免責事項)

第7条

1. 当ジオパークは、以下の場合に一時的に本制度の提供を停止、中止、中断等の措置を行うことがある。これにより個人サポーターが本制度の全部又は一部をご利用になれず、個人サポーターに損害が生じた場合においても、当ジオパークは当該損害についていかなる責任も負わないものとする。
2. 天災地変、自然災害等の不可抗力により本制度の運営が出来なくなった場合。
3. 個人サポーターが本制度を利用することにより、他のサポーターまたは第三者に対して損害等を与えた場合には、個人サポーターは自己の責任と費用において解決し、

当ジオパークには一切迷惑を与えないものとする。